

大町ひじり学園の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
大町町教育委員会

目次

1 計画の趣旨・現状

2 目標

3 計画の期間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うために計画するものである。

そのために、大町ひじり学園の教育職員の業務量の適切な管理その他、サービス監督を教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものである。

(2) 本町の現状

○本町では、平成30年3月に「学校現場の業務改善計画」、令和元年12月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大町ひじり学園の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」(以下「方針」という)を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○これまで本町教育委員会では、「業務の工夫改善検討会」の定期的実施、改善を図ってきた。

○こうした取組の結果、大町町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
前期課程	月33.9時間	27.5%	0.4%
後期課程	月41.6時間	54.8%	3.7%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が、前期課程で25%を超え、後期課程では50%以上とかなり多くなっている。特に後期課程では、部活動の指導等の業務の他、生徒指導に係る関係職員での打合せや保護者対応などの業務の負担が増えている。また前期課程では、児童の問題行動に係る対応や、保護者からの連絡等への対応などの負担が大きくなっている。業務内容の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査を

精査し、回答に係る事務負担を軽減する。

◇部活動(「3分類」⑬関係)

・令和8年度、平日は部活動を継続しつつ、休日の地域移行を目指し、指導者の確保や財政措置等、環境を整えていく。また、江北町や白石町との拠点校方式等を進めることで杵島郡内の教育職員の働き方改革につなげていく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑰関係)

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見の活用、町の福祉課や子育て・健康課、外部機関等との連携の強化により、教職員の支援体制を構築する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時間となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は、年間で1086単位時間以上)編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

・デジタル技術の活用により、教材の準備や採点作業や補助的な業務などを効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、前年度より向上させる。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施す

る。

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、学校に対して取得を推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎月の定例教育委員会で報告し、課題を共有するとともに改善策を練る。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどに加え、医療・福祉関係部局・関係機関との連携を推進する。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、小学部・中学部の教育職員の業務量及び健康状態等を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学部に関き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている教育職員に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。